

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	起泡助剤売買契約	令和5年4月11日	3,332,340	株式会社琉球テクノ産業	沖縄県宜野湾市真志喜三丁目14番14号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号	本業務は、令和5年4月3日に一般競争入札を実施したところ、再度の入札に付しても落札者がなかったことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき、最低額を入札した左記の者と随意契約を行った。	
2	下水道事務所	消化ガス発電機定期点検業務委託(那覇)(R5)	令和5年4月28日	33,633,116	ヤンマー沖縄株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	消化ガス発電機の保守管理については、各メーカーによって機関構造等が異なるため、製造メーカーの技術的なノウハウを必要とする。よって、消化ガス発電機の製造メーカーであるヤンマー(株)の関連会社で、沖縄県で唯一ヤンマー製の消化ガス発電機のアフターサービスを行っているヤンマー沖縄(株)を契約の相手とする必要があった。	特命随意契約
3	下水道事務所	下水道施設修繕(機械その3)(R5)	令和5年5月18日	44,000,000	株式会社西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本修繕対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境の子会社であり、沖縄地区で唯一、本修繕に対応できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわと随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	下水道事務所	下水道施設修繕(機械その7)(R5)	令和5年5月31日	15,620,000	クボタ環境エンジニアリング株式会社 九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本修繕対象のベルト濃縮機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)クボタの点検修理等の委嘱を受けており、特殊な技術を有するクボタ環境エンジニアリング(株)九州支店と随意契約を行った。</p>	特命随意契約
5	下水道事務所	再生水設備水槽清掃業務委託(R5)	令和5年6月8日	2,079,000	株式会社 沖電システム	沖縄県浦添市西原三丁目18番6号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>再生水の送水においては24時間送水が原則であり、設備を稼働しながらの不断水による水槽清掃を実施するには、水中ロボットによる清掃が必要になる。水中ロボットによる清掃を行うにあたり、清掃に用いる水中ロボットを所有している県内業者は「(株)沖電システム」のみであるため、同社を契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	下水道事務所	令和5年度沖縄県流域下水道施設再構築基本設計(ストックマネジメント計画)に係る技術的援助に関する協定	令和5年6月15日	55,600,000	地方共同法人 日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁目31番27号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本県流域下水道事業は、令和2年3月に第1期沖縄県ストックマネジメント計画(以下、SM計画)を策定し、当該計画に基づき計画的な点検・調査・改築事業を行っているところであるが、本業務は、令和7年度からの5年間の第2期沖縄県SM計画(処理場・ポンプ場)を策定するもので、第1期計画の評価、見直しを行い、ストックマネジメント全体計画を取りまとめるものである。</p> <p>日本下水道事業団は、地方公共団体の代表者等の発意により国土交通大臣の許可を受けて設立された「地方共同法人」であり、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する各種技術的援助等を行っている。</p> <p>処理場及びポンプ場に係るSM計画策定においては、土木・建築・機械・電気に係る技術的知見を要し、現行計画の評価・見直しにおいては、客観的及び多角的に現計画を評価する必要がある。そのため、下水道に関する技術者を多数保有し、多くの自治体のSM計画策定及びその見直しに携わり、高い技術力と知見を有する同事業団の技術的援助が必要であったため、日本下水道事業団との随意契約を行った。</p>	特命随意契約